

# 『政治思想のなかの女』をめぐる議論とその受容 ——S.M. オーキンの著作とフェミニズム——

源川まり子  
(堤林研究会3年)

- I はじめに
- II S.M. オーキンの人となりと業績
  - 1 S.M. オーキンの生涯と研究対象
  - 2 『政治思想のなかの女』におけるオーキンの主張・論考の考察
- III オーキンの再評価、批判とその進歩的観点
  - 1 フェミニズム運動の歴史とオーキンの著作
  - 2 『政治思想のなかの女』の再評価と思想的対立
- IV フェミニズムにおける差異の可視化と矛盾をめぐる批判
- V おわりに

## I はじめに

本稿の目的は、政治思想とジェンダーという二つのファクターから、1970年代から現在に至るまでの研究の源泉を辿り、政治思想における女性の役割規定が現実にとどのような影響を及ぼしたかを考察する点にある。

政治思想においてしばしば女性は「市民」という枠から除外され、長らくその政治参加も認められてこなかった。参政権を獲得してからの年月を考えると、もっとも早いニュージーランド(1893年)でおよそ120年前の出来事であり、日本では女性が選挙権を手にしてから未だ100年も経っていない。日本では女性議員の比率が衆議院で9.9%、参議院で22.9%<sup>1)</sup>と先進国の中では最低水準である。各国でクォーター制の導入も進んでいるが、それでも女性議員の比率が40%を超

えているのは上位20カ国に過ぎない。根本的には、クォーター制を取り入れるといった数値規定を設けなければ女性議員の割合を男性と同率にしたり、増やしたりすることが難しい状況にある点を再考する必要がある。その際、古代から続く政治における思想的作用が、社会における女性の役割を限定し、現代においてなお女性の政治参加・そして社会での立場に対し何らかの影響を与えている可能性は否定できない。

上記の問いを考察するにあたり、本稿では20世紀後半にアメリカで活躍したスーザン・モラー・オーキン（Suzan Moller Okin）の議論に焦点を当てて論を展開する。オーキンの博士論文を基にして出版された『政治思想のなかの女—その西洋的伝統』（原題：*Women in Western Political Thought*, 1979）はプラトン、アリストテレス、ルソー、ミルといった思想家たちが社会において女性をどう捉えていたかという論点とともに、機能主義・家族といった第二波フェミニズムの流れを汲んだ観点から考察が行われている。本稿でははじめに、オーキンがどのような論点を議論の中心に据え、批判的考察を加えるに至ったのかを論考する。同時に『政治思想のなかの女』が執筆されるに至った時代的背景やフェミニズムの潮流の変化についても触れていきたい。初版が刊行されたのは1979年だが、その後1992年には増補改訂版が出版され、さらに日本で訳書が刊行されたのは2010年のことである。世紀をまたぐ形で30年という長い月日が流れたわけだが、その間にフェミニズムやジェンダー的価値観がいかに変化し、また受容されたかという問いについては検討する余地がありそうだ。昨今、“#MeToo”や“BlackLivesMatter”などの運動は記憶に新しく、多様性の尊重が主張される機会は増えているように見える。しかし問題の根深さに比して、それらの運動がSNS上における一過性のトレンドとして捉えられがちな風潮も同時に見受けられる。根本的な原因の考察を十分に行い、それを現状の改善や次世代の教育に生かす方法を模索していくことで、一時の「流行」として終わらせない努力が求められると考える。したがって、本稿はその一つのアプローチとして、現代に至るまで広く読まれてきた伝統的な政治思想の価値観を再検討し、女性が地位の確立を模索してきた流れを明らかにする。

## II S.M. オーキンの人となりと業績

本章では、今回研究対象として取り上げるオーキンの伝記的背景に触れた上で、

その研究内容について分析を加える。

## 1 S.M. オーキンの生涯と研究対象

スーザン・モラー・オーキンは1946年、ニュージーランドのオークランドに生まれた。オークランド大で学士号を取得後、オックスフォード大学で修士号、ハーバード大学で博士号をそれぞれ取得している。『政治思想のなかの女』はオーキンの博士論文を基に執筆され、1979年に初版が発行された。オークランド大学やハーバード大学での勤務を経て、1992年にスタンフォード大学の社会倫理学教授に就任したが、ハーバード大学に客員として滞在中の2004年3月、57歳で急逝した<sup>2)</sup>。

政治哲学者でありフェミニズム理論の第一人者であったオーキンは、家族にまつわる正義論の考察として1989年に出版した『正義、ジェンダー、家族』Justice, Gender and the Family (Basic Books, 1989、邦訳は岩波書店より2013年に刊行)で、アメリカ政治学会ヴィクトリア・シャック賞を受賞している。他にも、マーサ・ヌスバウムらとの共著『多文化主義は女性にとって悪か?』(Is Multiculturalism Bad for Women? Princeton University Press, 1999)では、文化的差異や多文化主義がフェミニズムに与える影響について論じている。

## 2 『政治思想のなかの女』におけるオーキンの主張・論考の考察

序論でオーキンは以下のような極めて印象的な一節を記している。「いまや女性には市民であるのだけれども、それでもなお二級市民であることは否定できない」<sup>3)</sup>。まず最初にオーキンが指摘するのは「昨今のフェミニズム運動」<sup>4)</sup>がもたらした形式的な政治成果——つまりは参政権の獲得や政治成員としての枠組み——がある程度達成された中においても、未だに経済的・社会的領域における平等は十分でなく、実質的な男女平等との間にはギャップがあるという事実である。それを踏まえ、オーキンは以下の二つの問いを提示する。

- i. 政治哲学の伝統はその主題のなかに女を「平等な存在として」内包することを支持できるかどうか、もしも支持できないならば、それはどうしてなのか
- ii. 女にたいする制度的な投票権の付与が、なぜ男女の実質的平等を導き出さなかったのか<sup>5)</sup>

これに対し彼女は、プラトン、アリストテレス、ルソー、ミルによる著作の読み直しを行い、それらの思想に流れる根本的な要素として、次の2点を導き出している。第一は女についての哲学者たちの考え方や議論に影響を及ぼしている最も重要な要因が、実はそれぞれの家族観にあるということ。そして第二は、政治思想の古典的な価値観において、女性がしばりつけられている役割は女の自然本性そのものによって定められており、それが社会構造と結びついて機能主義的な役割を果たしている、という点である。その起点となっているのはポリス・ギリシアの伝統を基礎とするアリストテレス的伝統<sup>6)</sup>であり、後続の政治思想家たちは機能主義的かつ伝統的な男性を長とする家族や、家庭内の女の役割を規定する枠組みを踏襲してきた、という認識がオーキンの中には存在する。つまり、彼女の中で例外として捉えられているのは『国家』において守護者階級の女性を個人として認め、家族制度を否定したプラトンの主張のみであると言える。プラトンの『法律』も含め、それ以後は女性の役割は家父長制に基づく伝統的な家族の役割に依拠したものとして割り振られ、家族制度によって自然本性を規定されてきたとオーキンは結論づける<sup>7)</sup>。

特筆すべきなのはJ.S. ミルに対しての批判的考察である。ミルは『女性の解放』(原題: *The Subjection of Women*, 1869)において、女性の法律的従属や本性の規定に疑問を呈し、人類の進歩を目的とした功利主義的な観点に立脚する女性解放論と男女平等を訴えた<sup>8)</sup>。これに対しオーキンは、ミルは同時代的な価値観の中では進歩的であるとし、一旦は概ねリベラルフェミニストとしての評価を与えている。しかし同時に彼女は、ミルの議論においても前提はブルジョワ家族にあるとし、個人へのまなざしや家族構造の見直しという視点の欠如が、ミルのフェミニズム思想の限界であり空白でもあったと述べている<sup>9)</sup>。女性を政治領域から排除したり、家族を男性家父長に代表させたりする従来の政治理論の前提に与しなかった点において、オーキンはミルを「勇気ある深遠なフェミニスト」<sup>10)</sup>であると評価しつつも、その前提には家族制度の残存と私的領域／公的領域(この場合は家族／経済生活)の歴然とした区別があり、日常的な家族の世話を女性の無償労働とする思い込みをミルもまた共有していた点において、彼に批判的なまなざしを向けるのである。オーキンによれば、ミルのリベラル国家においてもなお、家族制度に縛られた既婚女性は家庭内の責務を全うすることに注力せざるを得ず、政治をはじめとする「家庭外の出来事」を十分に遂行できるのは独身女性だけということになる。さらに、ミルは独身女性を少数派であり続けるだろうとみていたと

オーキンは主張する<sup>11)</sup>。私的領域と公的領域は区別され、理論の基本単位は個人ではなく家族であったこと——すなわち女性が従来担ってきた家族内における役割分担を規定する価値観から抜け出せていなかった点が、ミルを批判的に評価するオーキンの論拠である<sup>12)</sup>。

ここまで『政治思想のなかの女』でのオーキンの主張について概説的に見てきたが、序盤で挙げた問い——すなわち i. 政治思想の伝統は男性と同じように女性を主題として包摂できるか否かという点、そして ii. 婦人参政権の付与と比例して男女の実質的平等が進行しなかったのはなぜかという二つ目の点——について彼女がどういった結論を投じているかを分析して、この節のまとめとしたい。

まず i に関して、オーキンはプラトンからミルに至るまでの政治哲学に「女性」というアクターを加えたとき、その政治理論が抱えることになる（または女性を包摂することで解決される）矛盾について論じ、各政体が「(程度は異なるものの) かなり大きな影響を被る」<sup>13)</sup>と結論づけている。その理由は、政治などが属する公的生活の領域は多くの場合「家族」という私的領域を前提に成り立っており、私的領域（家庭）において役割と生き方を規定された女性たちを公的領域（政治）に組み込もうとすると、前提とされている社会領域の構造を再定義する必要があるためである。女性を個人として公的領域の参加者にしたいならば、まずは私的領域で規定された女性の役割を撤廃しなければいけないことが、オーキンの主張として強く打ち出されている<sup>14)</sup>。ここで問題となるのが、繰り返しにはなるが政治理論が私的領域を語るとき、主語になるのは個人ではなく家族である、という点なのである。プラトンの『法律』以後、政治思想家たちは家父長制に基づく家族を議論の際の一単位とし、家族の中における女性をも独立した個人として捉えるには、J.S. ミルの登場を待たなければならなかった<sup>15)</sup>。オーキンはこの点について、個人主義を基礎とする自由主義の中にあっては逆説的な現象であるとし、「危険なほど急進的だったにちがいない」ミルの主張——個人としての女性に対して法的・政治的な権利を認めるべきだという言説——こそ、それまでの自由主義的個人主義の限界を示していると主張する<sup>16)</sup>。

次に ii について、オーキンは女性の社会的地位、強いては家庭内の役割について変化が生じない原因として、女性の労働力化に伴う問題点<sup>17)</sup>を挙げている。彼女は1977年の調査におけるフルタイムで働く女性が、フルタイム労働者全体の40%を占めていることを例示し、同一賃金法があるという状況にもかかわらず生じている圧倒的な賃金格差や、教育のプロセスで男女に与えられる期待の異なる

などを例示しながら、それに加えて女性にとって自然と見なされる育児や家事については何ら「経済的に」認知されることがない、という点を指摘する<sup>18)</sup>。子どもを産み育てることは社会的な重要性を持つはずなのに、それが私的な出来事であるという認識から抜け出せていない、という主張は現代においても普遍的に論じられるべき内容ではなかろうか。オーキンはこうした構造が資本主義のシステムの中で有利に働いていることも指摘し、雇用や教育機会における不平等を助長している要因が家庭における妻や母としての女性の定義であると結論づけている<sup>19)</sup>。その要因が長い間不変であることを踏まえ、オーキンは「自然」と言われる生まれながらにして持つ「本性」がどれほどの意味を持つのか、という懐疑に至る<sup>20)</sup>。男女がもっとも人間らしくなり、人間固有の潜在力を開花させることができるのは、自然が人間に課す必然性の制約から自由になることによってであるとオーキンは主張する<sup>21)</sup>。子どもを産むために女性が費やさなければいけない時間を短縮させたテクノロジー（乳幼児死亡率の低下、バースコントロール、安全な堕胎など）と思想の革命を前提に位置づけた上で<sup>22)</sup>、女性が縛られる「自然的な」本性からの脱却への必要条件としてオーキンは挙げるのは、(1)母親になることを女性の自由な選択肢に変える、(2)再生産のうち生物学的に女性が担わなければならない側面（妊娠、出産）と育児とを区別する<sup>23)</sup>、という二点である。結論となる章の最後の2ページで、オーキンは育児が男女によって平等にシェアされる時代への期待を述べている。それにより、女性が人生の中で担う育児への全面的な責任とキャリアへの負担を減らし、社会が家事や育児といった家庭内の仕事に対しても社会的な意味（オーキンは金銭的な報酬と威信を例示している）を付与し、さらには次世代を担う子どもたちが親との同一化を通して家庭内の伝統的な役割を学ぶという事態を防ぐことができる、と彼女は主張する<sup>24)</sup>。オーキンはこの論文の最後を以下のような一文で結んでいる。「女の性についての機能主義的な認識が死に絶えるまで、女は平等な市民、労働者、人間ではありえない」<sup>25)</sup>——私たちは2020年の現在の状況に鑑みて、オーキンが1970年代の終盤に掲げたこの理想がどの程度達成されているのか、再考する必要があるだろう。加えてこの議論がなぜ1990年代初頭、また2010年代においても再評価されたのかという点についても、次章にて分析を行う。

### Ⅲ オーキンの再評価、批判とその進歩的観点

本章では、これまで見てきたS.M. オーキンの主張と時代的背景、そしてそれに対して下されてきた評価について考察する。

#### 1 フェミニズム運動の歴史とオーキンの著作

まずここで、フェミニズムの流れと歴史的展開について概観を提示しておきたい。フェミニズム運動の第一波では主に女性参政権の獲得が争点となり、19世紀後半から20世紀前半にかけて活動が広がっていった。先に記したようにニュージーランドが1893年に世界で初めて女性参政権を認め、オーストラリア、フィンランドなどがそれに続いた。イギリスでのJ.S. ミルが関与した女性参政権運動についてもここで触れておくと、ミルはまず『経済学原理』（原題：*Principle of political economy*, 1848）で既に女性が家事と工場という二重の労働を強いられていることを指摘し、賃金の格差は慣習に起因していると訴えた。『マンスリー・レポジトリ』などのマガジンを通じてミルの思想はフェミニストにも普及し、のちに結婚するハリエット・テイラーらとの繋がりも生じていった。1865-68年の3年間、ミルは下院議員を務め女性参政権を求める演説も議会で行い、1869年には『女性の解放』を出版する。その後婦人参政権協会全国同盟（NUWSS）や女性社会政治同盟（WSPU）を中心として婦人参政権を求める運動は根強く続いたが、男女普通選挙が実現したのは第一次世界大戦での女性の労働力化などによる活躍を経た1928年のことであった。アメリカでも同様に女性参政権を求める運動が1870年頃から続いたが、やはり直接的な契機は第一次世界大戦であり、1920年に男女普通選挙が実現した。

第二波フェミニズムは1960年代前半から70年代にかけてであり、『政治思想のなかの女』が執筆された背景にも関連する。これはアメリカで60年代に起きた公民権運動とも深く関わり、一般的にはアメリカでB. フリーダンの『女らしさの神話』（原題：*The Feminine Mystique*、邦題：『新しい女性の創造』）を刊行した1963年を起源とすることが多く、女性解放運動（Women's Liberation / ウーマン・リブ）もこの頃の出来事である。第二波の特徴としては、オーキンの議論にも多く登場した公的領域＝男性、私的領域＝女性という性別による構造規定の撤廃を求めた点が挙げられる。しかしフェミニズムは決してどの時代も一枚岩だったわけでは



なく、現状の枠をある程度維持した上で男女の平等を強調する改良主義と、家父長制や性差別といったシステム自体の変革を求める革命主義など異なった潮流が存在した<sup>26)</sup>。同時に経済的に恵まれた白人女性によって主張されたフェミニズムは、人種・性的指向における差異や経済的地位の違いが存在する社会の中では普遍的価値を持たず、利害対立のもとにフェミニズムは分裂し、下火になっていくかに思われた。これに対し、第三波フェミニズムは1990年代以降に人種・セクシュアリティといった個人のアイデンティティの問題やポスト植民地主義などを争点とし、第二波の教訓も踏まえてより多様性やインターセクショナル리티を軸に活発化した。ポップカルチャーなども一体となったことで、フェミニズムの敷居を下げたのもこの時期の運動と言えそうだ。

2010年代からのムーブメントは、SNSなどの普及によりアプローチがより手軽になり運動に火がつき、第四波と称されることもある。2018年の#MeToo運動はその典型である。意見の共有がより手軽になり、世界中の動きがリアルタイムで把握できるようになったことで活発化した側面は大きい。日本ではそこまで大きな変化があったとは言えないように感じられるが、韓国など従来は家父長制的役割分担が慣習として根強く残っていた国においても政治的・社会的要因によってフェミニズムが活発化し、多くの文学・映画作品という形でアクセスできるようになったことは興味深い。かつて「男嫌い」「過激」といった言葉で修飾されていたフェミニズムは、今や一種の文化・そして普遍的な問題提起として新しい意味を帯び始めているようにも思われる。

## 2 『政治思想のなかの女』の再評価と思想的対立

この項では前項のフェミニズム運動の流れを踏まえ、オーキンの思想が各時代的背景の中で受けてきた評価、そしてその再評価の理由について分析する。

### (1) 初版発行(1979年)前後の動き

『政治思想のなかの女』がオーキンの博士論文を基にしていること、また初版の出版が1979年であることは既に述べた。オーキンが論中で幾度も述べているように、この研究は出版以前の15年来隆盛を遂げていたフェミニズム運動(第二波)が根底にある。序論において、最初の主語となっているのは「昨今のフェミニズム運動」であり、その潮流の中で未だ体系的に検証されていなかった政治思想の古典についての「空隙を埋めるための一つの試み」<sup>27)</sup>が同書の執筆意図であるこ



とをオーキンが明言している。しかしここで確認しておかなければならないのは、第二波フェミニズムを経て女性たちの要求が原理的には認知されるようになった後においても、オーキンの中で（そして社会全体における立ち位置として）「女性は二級市民のままである」という認識を基に論じられたのが『政治思想のなかの女』であるという点である。特に公的領域と私的領域の分化とそれに伴う男女の役割規定に異議を唱え、女性の妊娠・出産に対する選択の拡充と両性の育児・家事の分担を主張している結論部分<sup>28)</sup>は、人工妊娠中絶の権利や女性を縛っていた従来の女らしさや性に対する価値観の変化を求めた第二波フェミニズムの流れを汲む主張が多く見られる。オーキンはそれを古代から19世紀に至る政治思想の潮流における家父長制を前提とした政体（＝公的領域）と家族（＝私的領域）に当てはめ、個人としての女性を論じてきた政治思想家は極めて少ない点、また女性を個人として捉えていたとしても従来の家族観から脱却できていない点を指摘する。

しかしながら、オーキンは必ずしも家族制度自体を否定的に捉えていたわけではない点にも同時に注目したい。彼女の主張は、家族の中の誰か（西洋政治思想の中では多くの場合、家長となる男性）によって、その家族の成員全体の利益が代表されるべきではなく、同じ家族のメンバーであってもそれぞれに異なる利害関心を尊重するべきであるということだ<sup>29)</sup>。同時に「家族」の代表が政治的な単位として捉えられたり、代表が性別によって決まったりすることについても、オーキンは「もはや支持できそうにない」と述べている<sup>30)</sup>。「人が家族に代表されるような特別な関係をもった集団の平等な成員になることは、その集団の中で割り当てられる立場や役割に応じて、その人の権利や人生の機会を定義されることと同義ではない」<sup>31)</sup>——これが第12章で結論として述べられているオーキンの主張において、核心部分の一つであると筆者は考える。

つまり、オーキンの主張として中心的なのは女性が家族の中で平等な成員になり、それに伴って伝統的に性別に基づいて規定されてきた役割を平準化することであるが、それゆえに家族制度自体を解体するべきだと主張しているわけではない。この部分において対立するフェミニスト一派に対しては次のような反駁を行っている。まず、アン・オークレーが主婦の役割を廃止するだけでなく「雇用上の平等に対する基本的障害物」であるがゆえに婚姻制度自体を廃止するべきであるという結論を導き出している点<sup>32)</sup>については、「婚姻制度が基本的障害物である」ことには同意するものの、「仕事の条件と構造を抜本的に変革できれば、家族の構造を変更した上でこれを雇用分野における男女平等と両立させることは

可能」<sup>33)</sup>と述べている。また、シュミアス・ファイアストーンが主張した家族の廃止にとどまらない、女が妊娠と育児から完全に解放される時代への期待<sup>34)</sup>に関してもオーキンは反論している。女性に対する抑圧の原因は、女性子どもを産むという生物学的事実ではなく、家族の再生産が家父長的権力構造の中で行われ、それが女性の自然本性を規定していると思われていることに起因している、というのが彼女の主張である<sup>35)</sup>。1960～70年代にかけては、異性愛や男性との結婚、家族関係自体を否定するフェミニストも多く、バックラッシュの引き金や分裂にも繋がった。ファッションやメイクに至るまで「女らしさ」からの脱却を求めるがゆえに否定しようとし、それが結果的に女性の自由を束縛したり、反発を受けたりすることは第二波フェミニズムの問題点でもあった。オーキンはその影響を受けつつも、家族というシステムを維持したまま、それをいかに一つのコミュニティとして再定義し、その成員がお互いの役割に縛られることなく個人として生きることができるかという観点から論を展開していると言えよう。

## (2) 増補改訂版の出版(1992年)前後の動き

オーキンは増補改訂版の出版に際し、およそ1章分の分量を占める「1992年版へのあとがき」を加筆している。彼女はポスト・フェミニズムという言葉の登場に触れながら、未だ女性は二級市民であり続けており、フェミニズムはその目標を完全に達成したわけでも、また運動自体が終焉したわけでもないことを主張する。同時に理論的に女性たちの選択範囲は広がり、80年代を通してフェミニストによる政治理論の開花は起きたものの、「フェミニズム」という言葉には否定的なイメージがつき、フェミニストによる政治理論研究は周辺化されたままである点についても言及・憂慮している<sup>36)</sup>。オーキンはここから、1970年代終盤から80年代にかけて発表された論文の主張を精査していくが、ここではその結論部分にのみ注目する。初版から変わらず維持されている自らの主張として、オーキンはミルが男と女の本性に対して展開した不可知論と、男女の間で分割されている責任の共有を通じた社会の再構築を挙げる<sup>37)</sup>。また、ここでオーキンはフェミニスト内部の対立——つまりは黒人や労働者階級・レズビアンを女性たちを中心として、高学歴の白人女性によって展開された従来のフェミニズムにエリート主義や白人至上主義の発露を見出し、新たな階層化を指摘した1970年代の争点<sup>38)</sup>——についても触れている。オーキンはこれに対し、女性個人同士の間に差異が存在することは自明であり、「女同士の差異」を考慮に入れた場合のみジェンダーと

その社会的役割を構築することが可能である、という論調には反対している<sup>39)</sup>。同時にそういった議論からフェミニストが学ぶることとして、「注意深くあれ、誤った一般化をするな、そして展開しようとする議論に関係がある場合は階級・人種・性的指向・宗教・その他の差異に配慮せよということである」<sup>40)</sup>と述べている。何とも第三者的目線からの指摘のように思われるが、オーキンはフェミニズム理論が多種多様な声を内包する必要性を論じることで差異の認否による分断を生むのではなく、差異を認識した上で性差別の撤廃という共通の目的を達成すべく努力すべきだという点を強調しようとしたのではないだろうか。分断によりフェミニストの政治的影響力が低下することに対する危機感は、ここにも強く表れているように感じる。

### (3) 日本語版出版(2010年)前後の動きと再評価の契機

日本での出版は初版から実に30年が経過した2010年であるが、フェミニズムが90年代末をもってムーブメントを一旦小休止していたことを考慮しても、その時代的ブランクがあつてなお色褪せない思想が『政治思想のなかの女』には含有されており、現代まで(特に日本で)議論されている論点についても提示されていることが再評価の契機ではないかと考える。ここではまず、それらの論点を例示し、オーキンの主張をいくつか挙げておきたい。

家族制度について、オーキンはそれを維持したまま成員が平等に権利を持つべきだと主張していたことについては既に述べた。それに加え、彼女は「ここで重要なことを指摘しておきたい」と前置きした上で、次のように述べている。

家族は社会的に認知された唯一の恒久性をもった人間関係体であるが、この事実とは女に対してのみ差別的であるわけではない。扶養される妻のいる「ふつうの」家族は、そうした家族の成員ではない人びとの犠牲の上で、社会的にも経済的にも多くの点で厚遇されている。……このような差別を矯正するためには、これらの制度もまた家族と同じように互助的な集団でありうることを認識する必要がある。これらの代替的な集団の成員数はさまざまだろうし、男女が成員になっているものもあれば、男あるいは女のいずれかだけが成員であるものもありえる。子どもがいる集団もあればいない集団もあるだろう。政治理論も法律も、人びとが自ら選択した不要関係や生活拠点——もちろんこれには家族も含まれる——を認知するように再構成される必要があ

る。ただし、その際、そうした集団の成員の立場、義務、性別役割、集団内の役割について、何か予断のようなものが織り込まれることがあってはならない。女にたいしてだけではなく、家族以外のオーソドックスではない集団の中で生きることを選択した男に対しても、さまざまな差別が行われている。これらの差別をなくしていこうとするのであれば、いま述べたような変化がどうしても必要になる<sup>41)</sup>。

ここで言う「代替的な集団」が何を意図しているかについてオーキンは明言していないものの、家族という組織が他の集団——例えば同性カップルや事実婚の世帯など——に比べて圧倒的なマジョリティーであり、あらゆる面で優遇されていることをオーキンは改めて読者に認識させている。ここでフェミニズム運動の高まりの背景にレズビアンの女性たちの活躍があったこと、そして公民権運動から連なる一連の運動が個人の多様性を認識する契機となったことは前提として押さえておくべきだと思うが、『正義・ジェンダー・家族』（原題：*Justice, Gender and the Family*, 1989）でオーキンは伝統的な家族内の役割やステレオタイプは希薄になっており、シングルの親、レズビアン、ゲイの両親は珍しくないことを明快に語った上で、正義を潜在的に学ぶことができる場として家族を挙げている<sup>42)</sup>。

LGBTQ など性的マイノリティーの権利保護が長らく欧米で社会的なイシューであったことは間違いないが、アメリカで同性婚を認める判決が出たのはオバマ政権下の2015年のことである。同性婚については宗教的背景も相まって、多くの要因がその合法化を阻み、差別や反対意見も根強く存在している。オーキンは長らく家族が政治的な単位と切り離せないものであったことに反発し、その内部における実質的平等を主張しようとしていた。その中で家族を社会における1単位とみたとき、同じような社会的意味を含有するにもかかわらずそれを与えられてこなかった人々にも同様の権利を認め、その集団に家族やそれに匹敵する社会的意味を付与することは、オーキンの論理にとっては当然の帰結であったのかもしれない。

また、オーキンは夫婦別姓に対する議論にも独自の見解を示している。アメリカの司法体系に組み込まれた機能主義を論じた第11章「個人と女、そして法」において、彼女は法律上廃止されずに残った性差別の残滓として「女は男の姓を名乗り、夫の住所を自分の住所とすべしとする規定」を「もっとも露骨に性差別的」と論じている<sup>43)</sup>。1970年代のアメリカにおける司法判断でも、夫婦間で特別な法

的措施をとらない多くの場合、夫の姓を名乗ることの合憲性は認められており、ケンタッキー州裁判所はこの区別を男女の性別によるものではなく婚姻関係の有無という地位の相違に依拠しているため、何ら差別的ではないとの見解を示していた。これに対しオーキンは被庇護者無能論が既婚女性に対して与えてきた差別に言及しながら、法律における様々な文脈や目的のために、女性は長らく独立人格として捉えられてこなかったことを再度指摘する<sup>44)</sup>。さらにオーキンは同じ章において、すべての疫病をカバーする保険内容として妊娠に関する疫病はその対象外とすることを合法と位置づけた1974年・76年の判例を挙げ、多くの人々に妊娠差別が女性に対する差別であることを見えづらくしてきた女性観に対し問題提起を行っている<sup>45)</sup>。オーキンはこの判例を検討する論文を書いたパートレットの指摘を引用する。それによると、他のすべての疫病が人間に災厄をもたらし、妊娠は人類を祝福する出来事であることを理由に、両者の間に線引きをする間違った認識が存在する。この背景にあるのは世の中で女性が「当然のこととして」はたす役割は子どもを産む者のそれである、という信念であり、それらが妊娠に由来する疫病を「定義上」除外することが性別を根拠とする「差別」であることに最高裁の判事達は無自覚であるという批判を行う<sup>46)</sup>。オーキンはこれに対し、妊娠に伴う経験のすべてを疫病状態とみなすことに道理はないとしつつも、そうした状態が女性たちに一時的にでもその職業生活の中断を余儀なくさせること、そして妊娠の疫病的側面は生涯を通じて人々が経験する疫病に匹敵する疫病状態と言える、と主張する<sup>47)</sup>。司法府でさえ、女性に対して生まれながらの役割を(1970年代においてなお)規定しようとしている点にオーキンはアリストテレスやルソーの帰結をみている<sup>48)</sup>。

以上で述べてきたことからわかるように、『政治思想のなかの女』で論考されている事柄は今なお多くの議論を呼び起こしている。家族という存在、そして人々が家族に対して求めるものは大きく変化しているようでいて、オーキンが挙げたような同性婚の合法化、選択的夫婦別姓制度、さらには女性の妊娠にまつわる選択権の問題(日本では緊急避妊薬を薬局で買えるようにするか否かの論争など)、妊娠によるキャリアの分断などは現在においても多くの課題を残している。妊娠にまつわる疫病と保険の適用を例に挙げれば、日本では出産一時金などの交付がなされているものの、未だに健康保険は適用外である<sup>49)</sup>。このように、今なお多くの議論がされている事柄に対してオーキンが先駆的な議論を行っていたことは1992年、そして2010年の出版に伴う再評価の理由として一考に値する。オーキン

は家族内における成員の平等な役割分担を主張したが、前記したように家族制度自体の存続は維持することを前提とした上での議論であることも含め、その主張が1970～80年代のフェミニズムにおいては比較的穏健であったことも、長い間一定の評価を獲得し続ける要因の一つであるかもしれない。

#### Ⅳ フェミニズムにおける差異の可視化と矛盾をめぐる批判

最後に、批判的観点からもオーキンの論を再考しておきたい。第Ⅲ章2節(2)で触れたフェミニスト内部の対立にまつわる争点において、「女同士の差異」を考慮に入れた場合のみジェンダーとその社会的役割を構築することが可能である、という論調には反対している部分は再検討する必要があるようだ。当該箇所でも述べたように、性差別の撤廃という共通の目的を達成するためにはフェミニスト同士の分断ではなく協調が必要だということがオーキンの論理であると考えられるものの、これに批判の矛先を向けることは大いに可能である。

オーキンは「1992年版のあとがき」においてこうも語っている——「ジェンダーはそれぞれ同じ重みを持った多くの差異の中のひとつにすぎないとか、女同士の差異は女同士の類似性に勝るとも劣らぬほど重要だとか、女に対する一般化はつねに、そして必然的にミスリーディングであり、誰かを抑圧するなど一足とびに結論づけてはならないということである」<sup>50)</sup> (傍点部原文ママ)。オーキンは確かに1970～80年代に争点となった階層化とそこで提起された論点に理解を示し、人種・階級・民族集団・宗教などによって限定を付される場合の背景について不可視化するべきではないと述べているものの、「女同士の差異」よりも「女と男の差異」に関心を寄せているように見える<sup>51)</sup>。

ここでオーキン以外のフェミニズム理論家に一度目を転じたい。ベル・フックスは、自身が黒人であるというアイデンティティを踏まえ、『フェミニズムはみんなのもの』(原題: *Feminism is for EVERYBODY*, 2000) において興味深い内容を語っている。

1970年代を通じて、フェミニズムの思想や理論は共同作業として創られた。……現実には、黒人や他の有色女性たちが、フェミニズムのなかに人種的偏見があると指摘したときもそうだった。特権的な中産階級の女性たちが女性の普遍的な体験と思ってきたものが実はそうではない、という考えは、初めは



なかなか受け入れられなかったが、やがてフェミニズム理論は大きく変わった。多くの白人のフェミニズム理論家は、自分の偏見に気づきはしても、根本から考え直したわけではなかったが、それでもこれは大きな変化だった。1980年代後半には、ほとんどのフェミニズムの文献には、人種や階級の違いについての自覚が見てとれるようになった<sup>52)</sup>。

フックスが論じたフェミニズムにおける白人中心主義やエリート中心主義的な価値観の発露とその自覚は、『政治思想のなかの女』においては初版（1979）では触れられなかったそれらの争点が増補改訂版（1992）では「女と女の差異」として論じられている、という点からも見て取れよう。これはフェミニズム全体が抱えた分岐点であり、オーキンがこの点に関してどのような価値観を持っていたかということを論じるには不十分であるものの、もう少しだけ詳細を検討したい。『正義・ジェンダー、家族』第3章で、オーキンはコミュニタリアニズムを取り上げ、マッキンタイアの議論に批判的考察を加えている。まずオーキンは、マッキンタイアがアリストテレスの倫理が内包する性差別主義とエリート主義の広範囲にわたる含意について認識しておらず、ジェンダー中立的な言語を用いることでアリストテレスの人間“anthropos”には男女が含まれているかのように論じていることについて批判する<sup>53)</sup>。同時に彼女は、マッキンタイアによるトマス・アクィナスについての分析を論じる際、女性であるということに貧困層・黒人・レズビアン・高齢者・障害者・一人親といったファクターが加わったとき、状況はより悪くなるということを指摘している<sup>54)</sup>。加えて、現代のジェンダーをめぐる見解においても、女性たちの間にさえ共有された理解などないことは明白であると論じ<sup>55)</sup>、支配者と被抑圧者の間だけでなく、被抑圧者の間にも根本的な対立がある場合、問題はより複雑になると述べている。しかしここでオーキンが念頭に置いているのは、黒人や低所得層、教育を十分に受けられなかった女性たちとの差異ではなく、反フェミニズムを掲げる女性たち——つまり伝統的な役割が存在していることに問題点を見出すのではなく、男性支配的な社会の中で女性が低く見られてきたことを問題視し、女性独特の本質の存在は認め、礼賛する女性の集団——である<sup>56)</sup>。アリストテレスの議論に性差別的価値観とエリート主義的価値観が共存していることを指摘している部分を鑑みても、フェミニズム運動における被抑圧者内の葛藤についてはいささか単発的な指摘に止まっていると言えよう。



オーキンが性差以外の対立軸に対して無関心なのではないかという批判に関しては、彼女が書いた『文化的弁護は女性にとって悪か?』(*Is Cultural Defense Bad for Women?*, 1999) にも向けられた。当該の論文を分析した有満麻美子は、オーキンがこの論文で文化的弁護を批判することについて、それをさらに批判する論点として「オーキンは集団権と女性の権利の対立を重要視しているいっぽうで、女性の内部の対立を見逃しているという点」を挙げる<sup>57)</sup>。ここでは白人女性と有色の女性、西欧の女性と非西欧の女性の対立構造がそれを指す。オーキンらが行った文化的弁護批判に対しては、西洋的文化の価値観を非西洋的文化に押し付けているだけだとするアジア系フェミニストが反駁を行った。非西洋人が主なアクターとなる事件で弁護に文化的差異を用いることは、やむにやまれぬ理由によって犯した女性被告の罪を軽減するために利用できる場合もあるとして、別の方法で利用する可能性を残すことが主張されたのである<sup>58)</sup>。オーキンらは、ある事件において文化的弁護が援用されるケースを考えたとき、被害者は必ずしも女性ではないことを認めつつも、家父長制や男性優位が根本にある文化がもたらしたメッセージは「女性が被害者である」ことから、「全体としての女性」の権利に関心を向け、文化的弁護を批判する<sup>59)</sup>。文化的差異の認識とフェミニズムが矛盾を抱えたとき、ここで語られたような多重な対立軸の不可視化は批判の対象になることを避けられない。

以上で見てきたように、オーキンの主張を再考する場合、時に彼女自身のアイデンティティに依拠した価値観が色濃く表れている場面に遭遇する。一つ矛盾を挙げるとするなら、原理として女性内の対立——つまりは人種や経済的格差、宗教の違い、家庭環境など——を受け入れ、その観点を学説内に取り入れようとすることと、フェミニズム全体における多重性をより意識した上で、様々なバックボーンを持った「差異ある女性たち」の中でも多義的な捉え方が可能な意見を積極的に表明していくことには差があるという事実である。オーキンは性差別的な対立構造と他のファクターを分けて考え、「差異の重み」に言及する過程で他の差異と比較する場合には性差が優位に立つことを主張するが、それは他の差異による差別を受けている側からすれば問題の単純化に過ぎない。『政治思想のなかの女』における理論分析、そして主として家父長制が紡ぎ出す様々な問題にその根拠を見出す結論だけを見るならば、時代的背景や現代まで続く問題の発露を鑑みても妥当な部分が多いと考える。しかしフェミニズムが分裂していく過程で再び多様な女性たちを「性差別撤廃」という目的のもとに束ねようとするのであれ

ば、要因となった女性同士の差異を軽視して論点を一本化するのではなく、自明であるからこそ差異を縮小し、多くの女性たちが共闘できる思想的環境を整えるべきではなかったか。差異を認識できる状態のまま見ないふりをするだけでは、いつか歪みが生じる。その歪みがフェミニズムの社会的な地位低下と士気の分裂を引き起こし、1960～90年代にまたがる第二次・第三次フェミニズム運動が抱えた課題になったと言っても過言ではないと考える。

## V おわりに

本稿ではS.M. オーキンの政治哲学分析を再考することで、その時代性とフェミニズム運動との連関について見てきた。古代から政治思想が前提としてきた西洋の政治体制は、家父長制の中で男性を政治におけるアクター、女性を家庭内労働に規定することであったが、オーキンは数々の政治思想家が提示してきた「理想的な」国家に女性を政治の担い手として登場させ、その矛盾を突くという手法を用い、家父長制に規定された政治・社会の在り方が今なお与えている影響についても厳しい指摘を行ったと言えよう。ただフェミニズムにおける潮流、そして人権意識の変化を鑑みたとき、時にオーキンの思想は批判すべき要素を含むことも否めない。

現代を生きる私たちにとって、同じ文化の中においてもそれぞれの差異を認識する機会は段々と増えているように思われる。自分のバックボーンを意識した上で、個人単位で情報を発信することが可能になったことはその大きな要因であろう。しかし同時に、差異があることで排外的になる現象も多く見られるように思う。何かしらの問題を解決すべく社会的な働きかけを行うとき、その過程においては自ずと、自分のアイデンティティーについて強く意識せざるを得ない。しかしそれが実際に対立構造を生んでしまう場合、問題は細分化されていく。たとえ一つの目的を標榜した運動であろうとも、その構成者内部に二つ以上の異なる観点が内包されているとき、いかに多様なオーディエンスにとって普遍的な問題として位置づけられる論点を設定し、議論ができるかという点は現代だからこそ再考すべき問題ではあるまいか。あるコミュニティの成員が一つの主張を行うとき、多くの成員に共通の事柄が前面に出ることは抗えないものの、そこから漏れる少数派の利害を尊重するにあたっては、お互いの痛みに対する共感が欠如しては根本的な解決には至らない。今後研究を行う上でも、差異の認識と共感という

観点には重きをおいて進めていきたい。今回は主に西洋政治思想の伝統を顧みたオーキンの主張を検討してきたが、卒業論文ではオーキンが行った正典再読に関してもさらに踏み込んだ議論を行っていきたい。また本稿では西洋的伝統に触れるにとどめたが、いずれはオーキンの論説に流れる西洋的価値観の支配性にも目を向け、東洋的な価値観の所在の有無やフェミニズムとの関連を比較検討しながら、論じる機会を設けたいと考えている。

- 1) 内閣府男女共同参画局 『諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組』2020年。掲載の数値は2020年1月現在のもの。
- 2) スーザン・モラー・オーキン (田林葉・重森臣広訳) 『政治思想のなかの女—その西洋的伝統』(晃洋書房、2010年)、273頁。
- 3) 同上、1頁。
- 4) 1960年代初頭からの第二波フェミニズムを指す。
- 5) 同上、2頁。
- 6) 同上、183頁。オーキンはA.N. ホワイトヘッドが「ヨーロッパ哲学の伝統はプラトンに補足説明を加えたものに過ぎない」という言説になぞらえ、女性を哲学がどう包摂してきたかを語る場合、(プラトンではなく) アリストテレスがその議論の中心であり続けているとする。
- 7) 同上、216頁。
- 8) J.S. ミル (大内兵衛・大内節子訳) 『女性の解放』岩波文庫、1957年を参照されたい。なお原題である *The Subjection of Women* の直訳は「女性の隷従」であるが、本稿では岩波文庫版の邦題に従い『女性の解放』とする。
- 9) オーキン、前掲書、172頁。
- 10) オーキン、前掲書、220頁。
- 11) オーキン、前掲書、219頁。
- 12) オーキン、前掲書、219-220頁。
- 13) オーキン、前掲書、220頁。
- 14) オーキン、前掲書、220頁。
- 15) オーキン、前掲書、168頁。
- 16) オーキン、前掲書、221頁。
- 17) オーキン、前掲書、226頁。1940年の時点で有償労働を行っていたのは女性全体の26%に過ぎなかったが、1977年には48%になり、フルタイムで働く労働力全体の40%を女性が占めるようになった。
- 18) オーキン、前掲書、227頁。
- 19) オーキン、前掲書、228頁。
- 20) オーキン、前掲書、230頁。
- 21) オーキン、前掲書、231頁。

- 22) オーキン、前掲書、231頁。
- 23) オーキン、前掲書、231-232頁。
- 24) オーキン、前掲書、233頁。
- 25) オーキン、前掲書、234頁。
- 26) ベル・フックス（堀田碧訳）『フェミニズムはみんなのもの 情熱の政治学』（エトセトラブックス、2020年）17頁。フェミニズムの分類にはリベラル、ラディカル、マルクス主義など異なった潮流が存在したが、その分類には白人中心主義の影響があり、フックスはここであえて革命主義と改良主義という2分類を用いている。
- 27) オーキン、前掲書、1頁。
- 28) オーキン、前掲書、216-236頁。
- 29) オーキン、前掲書、221頁。
- 30) オーキン、前掲書、225頁。
- 31) オーキン、前掲書、221頁。
- 32) オーキン、前掲書、228頁。
- 33) オーキン、前掲書、228頁。
- 34) オーキン、前掲書、229頁。
- 35) オーキン、前掲書、229頁。
- 36) オーキン、前掲書、241-242頁。
- 37) オーキン、前掲書、246頁。
- 38) オーキン、前掲書、252頁。
- 39) オーキン、前掲書、254頁。
- 40) オーキン、前掲書、256頁。
- 41) オーキン、前掲書、222頁。
- 42) スーザン・モラー・オーキン（山根純佳・内藤準・久保田裕之訳）『正義・ジェンダー・家族』（岩波書店、2013年）23頁。
- 43) オーキン、前掲書、196頁。
- 44) オーキン、前掲書、196頁。
- 45) オーキン、前掲書、208頁。
- 46) オーキン、前掲書、209頁。
- 47) オーキン、前掲書、210頁。
- 48) オーキン、前掲書、210頁。
- 49) 大西香世「公的医療保険における出産給付—現金給付をめぐる政治過程」（『法政大学大原社会問題研究所雑誌』No. 663、2014年）。
- 50) 前掲書、255頁。
- 51) 前掲書、252頁。
- 52) フックス、前掲書、44頁。
- 53) オーキン『正義・ジェンダー・家族』79頁。
- 54) 同上、90頁。

- 55) 同上、102頁。  
56) 同上、103頁。  
57) 有満麻美子「文化的弁護は女性にとって悪か?—多文化主義問題への一アプローチ Is Cultural Defense Bad for Women? —An Approach to the Problem of Multiculturalism」(『立教女学院短期大学紀要』第45号、2013年) 9 頁。  
58) 同上、9 頁。  
59) 同上、11頁。

## 参考文献

- フックス、ベル『フェミニズムはみんなのもの 情熱の政治学』堀田碧訳、エトセトラブックス、2020年。  
ミル、ジョン・スチュアート『女性の解放』大内兵衛・大内節子訳、岩波文庫、1957年。  
オーキン、スーザン・モラー『政治思想のなかの女—その西洋的伝統』田林葉・重森臣広訳、晃洋書房、2010年。  
オーキン、スーザン・モラー『正義・ジェンダー・家族』山根純佳・内藤準・久保田裕之訳、岩波書店、2013年。  
ヨー、アイリーン・ジェインズ『フェミニズムの古典と現代 甦るウルストンクラフト』永井義雄・梅垣千尋訳、現代思潮新社、2002年。  
有満麻美子「文化的弁護は女性にとって悪か?—多文化主義問題への一アプローチ Is Cultural Defense Bad for Women? —An Approach to the Problem of Multiculturalism」(『立教女学院短期大学紀要』第45号、2013年)。  
大西香世「公的医療保険における出産給付—現金給付をめぐる政治過程」(『法政大学大原社会問題研究所雑誌』No. 663、2014年)。  
竹村和子『フェミニズム』岩波書店、2000年。